

【参考】申請に係る添付写真のポイント

1. 被災写真

被災写真は、被害状況を如実に証明する最も重要な証拠書類の一つです。
ポイントを押さえて撮影をお願いします。

※被災証明に使用することもありますので、以下に限らず、積極的に撮影してください。

○共通

(ア) 撮影した個々の施設・機械名称等

※申請を行うどの施設・機械等に対応するものか分かるように、撮影又は印刷物に明記してください。

○施設の場合

(イ) 被災施設の全景

※被災施設の全景は可能な限り4方向（前面・背面・左右側面）から撮影して下さい。
また、場所が分かるようよう、周囲の風景も含め撮影して下さい。

(ウ) 被災状況

※写真では被害状況が分かりづらい場合、手書きで説明を記載してください。

(エ) 農業経営に使用していた状況

※農業用倉庫などは農業資材などが写っているものが理想的です。施設内に自家用車や生活用品が多量に見受けられる区域（＝農業目的以外の区域）は、補助対象外として当該専有面積を按分して落とす必要がありますので、可能であれば写真と合わせて見取り図をご提出願います。

○機械の場合

(オ) 被災機械の全景

(カ) 被災状況（近景）

(キ) 型式番号プレートなど機種や能力等が確認できるもの

(ク) アタッチメント等の装備状況

- 雨漏りなど追加で被害が発生した場合は、その状況が分かる写真を追加で撮影してください。
- 写真撮影を行わないまま片付けや撤去が行われてしまうと、被害状況の確認が困難となり、場合によっては、必要な支援を受けられなくなる可能性があります。

2. 施設面積確認資料

施設の場合、施設面積（被災面積）が原状復旧の判断に際し重要となります。写真だけでは把握が困難であるため、図面や課税台帳など（無い場合は見取り図）など面積が分かる資料をご準備ください。